

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 太田 照子

国籍 アメリカ合衆国

從来の住所 北海道室蘭市御前水町一丁目11
二番地

生年月日 一九三二年二月五日

供託所 札幌法務局室蘭支局

供託番号 令和七年度金第一一一一號

供託金額 二、九二三、一八二円

裁判所 札幌家庭裁判所室蘭支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第四〇〇三一六号

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告

令和八年二月四日

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年2月4日

記

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①空き家バンク京都株式会社 ②京都府知事114950号 ③代表取締役 鈴木一輝 ④京都府京都市南区西九条寺ノ前町3番地 ⑤1000万円 ⑥京都府知事 ⑦京都府京都市右京区西院高山寺町13番地 西院阪急プラザ1階 ⑧500万円 ⑨近畿地方整備局長 ⑩大阪府大坂市淀川区西中島五丁目14番10号 大阪ハウスコム株式会社 ⑪代表取締役 山城昌彦

①東岸和田建設株式会社 ②国土交通大臣111009 ③代表取締役 六尾雅宜 ④大阪府岸和田市生町702番地の1 東岸和田建設株式会社 ⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪府岸和田市生町702番地の1 東岸和田建設株式会社 ⑧500万円 ⑨近畿地方整備局長 ⑩大阪市北区大淀中一丁目1番88号 大阪ハウスG.M.パートナーズ株式会社 ⑪代表取締役 六尾雅宜

①積水ハウスG.M.パートナーズ株式会社 ②国土交通大臣111009 ③代表取締役 六尾雅宜 ④大阪府大坂市北区大淀中一丁目1番88号 大阪府知事 ⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪府岸和田市生町702番地の1 東岸和田建設株式会社 ⑧500万円 ⑨近畿地方整備局長 ⑩大阪市北区大淀中一丁目1番88号 大阪ハウスG.M.パートナーズ株式会社 ⑪代表取締役 六尾雅宜

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 武内 明弘

住所 東京都福生市南田園二丁目一六番地

福生団地一一五〇四

生年月日 昭和三十三年五月二十五日

供託所 東京法務局府中支局

供託番号 令和七年度金第一五〇七号

裁判所 東京家庭裁判所立川支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 平成三十一年(家)第九五〇四五

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 櫻井 一成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 櫻井 一成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 櫻井 一成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 櫻井 一成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 櫻井 一成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 櫻井 一成

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

東京都府中市宮西町11-11-1117号

「ジル」110-1 櫻井法律事務所

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 太田 照子

国籍 アメリカ合衆国

從来の住所 北海道室蘭市御前水町一丁目11
二番地

生年月日 一九三二年二月五日

供託所 札幌法務局室蘭支局

供託番号 令和七年度金第一一一一號

供託金額 二、九二三、一八二円

裁判所 札幌家庭裁判所室蘭支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第四〇〇三一六号

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年2月4日

令和八年二月四日

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 太田 照子

国籍 アメリカ合衆国

從来の住所 北海道室蘭市御前水町一丁目11
二番地

生年月日 一九三二年二月五日

供託所 札幌法務局室蘭支局

供託番号 令和七年度金第一一一一號

供託金額 二、九二三、一八二円

裁判所 札幌家庭裁判所室蘭支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第四〇〇三一六号

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年2月4日

令和八年二月四日

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 太田 照子

国籍 アメリカ合衆国

從来の住所 北海道室蘭市御前水町一丁目11
二番地

生年月日 一九三二年二月五日

供託所 札幌法務局室蘭支局

供託番号 令和七年度金第一一一一號

供託金額 二、九二三、一八二円

裁判所 札幌家庭裁判所室蘭支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第四〇〇三一六号

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年2月4日

令和八年二月四日

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 太田 照子

国籍 アメリカ合衆国

從来の住所 北海道室蘭市御前水町一丁目11
二番地

生年月日 一九三二年二月五日

供託所 札幌法務局室蘭支局

供託番号 令和七年度金第一一一一號

供託金額 二、九二三、一八二円

裁判所 札幌家庭裁判所室蘭支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第四〇〇三一六号

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ

不在者財産管理人 同法書士 黒崎 清

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

令和八年二月四日

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年2月4日

令和八年二月四日

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 太田 照子

国籍 アメリカ合衆国

從来の住所 北海道室蘭市御前水町一丁目11
二番地

生年月日 一九三二年二月五日

供託所 札幌法務局室蘭支局

供託番号 令和七年度金第一一一一號

供託金額 二、九二三、一八二円

裁判所 札幌家庭裁判所室蘭支部

事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和六年(家)第四〇〇三一六号

令和八年二月四日

北海道登別市千歳町一丁目五番地三 司法書士法人エムハシ